大口町防犯対策補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、不法に家屋に侵入すること等を目的とした犯罪を未然に防止するため、一般住宅及び共同住宅の防犯対策を施工する者に対し、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、町民の防犯、防災意識の高揚並びに安心で安全な生活に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第２条　この要綱により補助金を受けることができる者は、現に大口町内に居住し、もっぱら自らの居住用に供している既存の家屋等に防犯対策を施工した世帯の世帯主とする。

（補助対象）

第３条　この要綱による補助対象事業は、世帯主がその居住用の住宅等に施した対策のうち、町長が防犯対策に特に効果があると認めたもの（別表）とする。

２　前項に規定する対策を施工した世帯主への補助金の交付は、１世帯につき１回とする。

（補助金の額）

第４条　この要綱による補助金の額は、補助対象事業の工事又は購入に要した経費（消費税を含む。）の額に３分の２を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、１０，０００円を限度とする。

（交付申請）

第５条　この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、大口町防犯対策補助金交付申請書（様式第１）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。なお、交付申請期間は工事（購入）後、１年間とする。

(1) 製品等の規格が分かる書類（カタログ又はパンフレット等）

(2) 購入品の詳細が分かる領収証（発行責任者の氏名が記入された原本）又はレシート

(3) 施工写真（完成写真。デジタル画像可。）

２　町長は、領収証原本の返還を求められたときは、原本に受付印を押印し、その写しを町が保管し、原本を前項による申請をした者（以下「申請者」という。）に返還するものとする。

３　第３者から借上げた住宅に防犯対策を施工し、その世帯主がこの要綱による補助金を申請するときは、あらかじめ所有者の同意を得、その同意書（様式第２）を添付するものとする。

（交付決定等）

第６条　町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大口町防犯対策補助金交付決定(却下)通知書（様式第３）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第７条　前条の通知を受けた者は、速やかに大口町防犯対策補助金交付請求書（様式第４。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

２　請求書に記載された預金口座の名義が、申請者以外の場合は、その口座名義人の委任状を添付するものとする。

（交付方法）

第８条　町長は、前条により補助金の請求を受けたときは、当該請求の日から３０日以内に請求書に記載された預金口座に振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

（返還）

第９条　町長は、虚偽その他不正の手段によりこの要綱による補助金の交付を受けようとした又は受けた者に対し、大口町防犯対策補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第５）により、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

（検査）

第１０条　町長は、必要があると認めたときは、補助金の事務を所掌する課の職員をして、防犯対策の検査をさせ、若しくは関係者に意見を聞かせることができる。

（危険負担）

第１１条　この要綱により補助を受けた防犯対策の施工後に生じた盗難等による損害について、大口町は一切その責を負わない。

（庶務）

第１２条　この要綱における補助金の事務は、地域協働部町民安全課において処理をする。

（その他必要事項）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、防犯対策補助金について必要な事項は、町長が定める。

附　則（平成１５年３月２７日　大口町告示第２５号）

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月３０日　大口町告示第２３号）

この要綱は、平成１６年４月1日から施行する。

附　則（平成１７年４月１３日　大口町告示第３５号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則（平成１７年６月１７日　大口町告示第４８号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年３月２６日　大口町告示第２６号）

この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年３月２７日　大口町告示第１９号）

この要綱は、平成２５年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年３月２９日　大口町告示第１６号）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３０日　大口町告示第４８号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表(第３条関係)

（補助対象になるもの）

１　玄関の主たる錠を防犯対策に効果がある錠にした。

２　玄関に主たる錠の他に補助錠を設置した。

３　サッシ等のガラスを防犯対策に効果があるものにした。

４　サッシ等の施錠を防犯対策に効果があるものにした。

５　戸板、窓等に新たに鍵を設置するなどした。

６　宅地内の屋外にセンサーライトを設置した。

７　宅地内の屋外に防犯対策用玉砂利を敷いた。

８　宅地内の屋外に防犯カメラを設置した。

９　その他防犯対策に特に効果がある対策をした。

（補助対象にならないもの）

１　防犯対策以外の目的を有するもの（犬、門扉、フェンス、門灯等）

２　警備会社の委託契約

３　護身用具（防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等）

４　屋内のセンサーライト（留守番機能付きライトは対象とする。）